

女性雑誌『コンスタンツェ』*Constanze*が伝える 敗戦後のドイツ人女性

—結婚、シングルマザー、就労、法律—

桑 原 ヒサ子

はじめに

私が所属する共同研究は、大衆雑誌の表象研究を通じて第二次世界大戦下の女性について国際比較を行ってきた。ドイツを担当する私は、ナチス時代に発行部数第1位の官製女性雑誌『ナチ女性展望』*NS Frauen Warte*の分析を通して、当時の女性たちがどう表象されているか研究してきた。歴史上かつてない規模の総力戦の中で女性たちは前線に送られた男性に代わって、農村や軍需工場、果ては「男性の聖域」である軍隊へも動員された。戦争は好むと好まざるとにかかわらず、それまでは許されなかった職種に女性が就き、十分に能力を発揮できることを彼女たちに体験させることになった。家庭では子どもを世話し、商店で長蛇の列に並び、田舎に買い出しに出かけた。徹底した衣服のリフォームにより生地を節約し、前近代的な洗濯方法で油脂を儉約し、手持ちの食材を無駄なく、あるいは森や野原の恵みも使って、健康で少しでも満腹感があり変化に富んだメニューを工夫した。食糧不足を補うために菜園も作った。夫や父が不在の間、女性たちは一人で家族に対する責任を負ったのである。

現在の共同研究は、テーマを戦後の女性に移している。ドイツでいえば、敗戦により国家が解体され、完膚なきまでに破壊された国土で、女性たちは戦後どう再出発したのか。戦争は女性自身の意識をどう変えたのか。ドイツ社会は女性たちをどう評価したのかが関心事となる。ここでは、戦後に創刊された女性雑誌『コンスタンツェ』を手がかりに、貧困と窮乏の時代を生き抜いた女性たちの姿を浮き彫りにする。

この雑誌は、西ドイツ経済に秩序をもたらす1948年9月の通貨改革以前の1947年10月にイギリス軍事政府の許可を得て（認可番号150）⁽¹⁾翌年の3月にハンブルクで創刊された。つまり、戦後早い時期に発行された女性雑誌の一つで、通貨改革前の状況を知ることができること、また1950年末にはすでに女性雑誌の牽引役となり、1969年12月に同じコンスタンツェ出版社⁽²⁾から刊行されていた『ブリギッテ』⁽³⁾に吸収されるまで、女性雑誌市場のリーダーであり続けたことから、『コンスタンツェ』を取り上げることにした。

対象地域は西側占領地区、そしてその後の西ドイツとなる。時期は、創刊から「経済の奇跡」と呼ばれる西ドイツ経済の復興が感じられるようになる1951年半ばまでとする。この時期の画期は、1948年6月20日に英米仏占領地区で実施された通貨改革によりハ

イパーインフレが収拾し、翌年5月23日西側統治諸州から連邦共和国（西ドイツ）臨時政府が誕生し、9月から初代連邦首相コンラート・アデナウアーの保守長期政権が始まったことである。1950年以降のドイツの経済復興は「経済の奇跡」と呼ばれ、1950年には砂糖を除くすべての統制経済は撤廃された。1955年5月5日、西ドイツは主権を回復する。

『コンスタンツェ』の構成は、巻頭記事とルポルタージュ、ファッションと連載小説、映画関係の記事、世界中の珍しいニュースと写真、投書、クイズが定番となっていて、そのほか入れ替わりで、懸賞、子どものしつけ、美容と健康、職業、マナーなどの記事から成っていた。この構成は、のちの女性雑誌の基本形となっていく。記事の中に占める写真の割合は平均して50%前後である。

雑誌全体で最大のページ数を占めていたのは、広告だった。1948年は24ページの雑誌のうち広告はまだ20%以内だったが、1949年から1951年半ばまで、ページ数は増減を繰り返しながら32ページから64ページまで増え、それに合わせて広告も1949年には30%を超え、その後40%に近づいてゆく。本稿の対象外ではあるが、1954年末には総ページ数は100ページを超え、1955年には156ページの号も出ており、広告の割合も45%前後となった。1951年のクリスマス号の表紙はフルカラーになる。すなわち『コンスタンツェ』の総ページ数とそこに占める広告割合、カラーページの増加は、西ドイツの経済復興と連動していることが分かる。

『コンスタンツェ』の構成を見れば、その娯乐的比重は極めて高い。戦勝国に強いられた過去への反省や政治的再教育によって娯楽を求める大衆の欲求は高まっていた。しかし

図1

1948年20号のクリスマス号に同時に掲載された2枚の写真。（左）「地上に平和を」と祈るのではなく、現実を見よう。明るく生きる喜びの背後には辛い厳しさがあることを忘れてはならないという編集部の前書きに添えられた1枚（3頁）。（右）ファッションのページに掲載された1枚。タイトルは「目の保養のためのパーティ」（8頁）



その一方で、創刊号の「初めまして、読者⁽⁴⁾さん」(1948年3月、1号、2頁)で、毎日の物質的窮乏だけでなく、ドイツ人として過去の態度を糾弾され、一方で何百万人もの戦死者や捕虜として未だに故郷に帰れない男性たちを想う苦しみや痛みの中に生活している女性読者が、生きる力を得られるよう全力を尽くしたいと述べ、「私も出来事を追い矛盾と闘い、あなたと一緒に肉体的精神的困窮にある辛い現状を明らかにし、その源を突き止め、秩序ある活動の力へ結び付けたい」と抱負を語っている。この姿勢が端的に表れているのが、巻頭記事やルポルタージュである。

したがって、『コンスタンツェ』を読むと、夢を与える圧倒的に存在感のある娯楽誌面と、それとは相容れない当時の窮乏と困難に晒された女性たちの姿を伝え、彼女たちを励ます記事が併存していることに気づく。(図1)本論では、そうした記事から繰り返し取り上げられているテーマに着目し、敗戦後の女性の実情を描き出したい。結婚問題、シングルマザーの実情、就労、そして男女同権をめぐる法改正の順に述べていく。

1. 結婚、離婚、非婚

(1) 結婚

編集長のフツキーが創刊号で、「それにもかかわらず彼らは結婚する」(1948年3月、1号、4-5頁)を執筆している。ハンブルクの戸籍課に届け出のあった婚姻数は、1945年は10,737組、1946年は13,343組、1947年は15,513組で、ベルリンやその他の都市でも同様に増加傾向にあった。実際には、180万人の男性がまだ捕虜収容所から戻らず、男性不足の状態であり、上着もなければ、鍋もない、一緒に生活する住居もない日常があった。住居難から、結婚すると2人のうち1人の部屋を手放さなければならず、結婚を控える人は多かった。その他にも結婚を躊躇する理由は多く、離婚やシングルマザーの増加、病気、特に結核が蔓延した。

図2

敗戦直後のドイツ人の心性を表象する裏表紙「あの人たちは今、雨の中を何時間も何日も何年も座ってる。管理人が噴水を止めれば、彼らは濡れない。それなのに怒りの表情はそのまま。なぜって彼らは石でできている。石でなく、血と生命と喜びや欲求が入り混じった肉体からできている私たちだって、雨が降れば怒りを表したい。だが私たちの怒りは、この2人のように外に向けられているだけではない。怒りは私たちの内面を蝕んでいる。それはたちが悪い。なぜなら、雨はいずれ止むに違いないし、太陽はまた射してくる。くり返し誰にでも。だが、内面まで、そう、自分の内面まで太陽を入れるかどうかは、一人ひとりにかかっている。」(1948年12月、19号)



国民はやせ衰え、ドイツ自体が巨大な病院となっていた。(図2) ナチス時代の結婚優遇政策ももうないというのに、それにもかかわらず婚姻数は増えた。

フツキーは「それにもかかわらず」ではなく、苦しいからこそその「それゆえ」の結婚だと結婚を決意する人々の心を分析する。1人より2人の方が強くなれる。今の結婚はロマンチックな男女関係ではなく、信頼を寄せることのできるパートナー同志が婚姻届けに署名する。結婚するにあたって大事なのは、妻がソックスの繕いができ、油なしでキャベツ料理が作れること。夫は150キロのブリケット交換券と袋半分の種ジャガイモを結婚のプレゼントにできれば十分。「それゆえ」の結婚には、不屈なもの、強いもの、新しいものの輝きがあると結んでいる。「廃墟の文学」に数えられるハインリヒ・ベルの初期短編「長い髪の仲間」(1947年)には困窮の時代のこうした男女の結びつきが描かれている。

時代を映す結婚の一つとして、記事「難民との結婚は危険か」(1949年3月、6号、10-11頁)の中で、地元民と東部ドイツ人難民の幸せな夫婦が8組紹介されている。そもそも東部の難民は好ましくないと見なされ、地元民との結婚は財産目当てだと反対する声が強。それでもシュレースヴィヒ・ホルシュタイン州における戦後の婚姻数の三分の一は地元民と難民との結婚である。これは難民問題の部分的解消になるが、激しい議論も引き起こした。例えば『南シュレースヴィヒ郷土新聞』は、難民との結婚は郷土文化を危険に晒すことになり、シュレースヴィヒ・ホルシュタインを「新プロイセン」化すると主張した。『コンスタンツェ』編集部は、戦後4年も経つのに、まるでナチ党の機関紙『民族の監視者』の民族差別的姿勢を思い出させるとして、強く批判している。

難民と結婚する多くの地元民は、未亡人が多い。店を切り盛りする夫を必要とする子持ちの女性たちである。一方、難民は結婚生活が再生への精神的基盤になり、幸せな結婚生活を送るケースがほとんどだった。

(2) 離婚

ハンブルクの離婚件数は、1938年に3,800組、1939年は4,500組、1946年は9,800組、そして1947年は7,500組となっている。1946年の数値は、1938年のほぼ3倍になる。ほかの都市も同様で、未だに抑留から帰国できない何十万人の夫の数は対象外であることを考えると、3倍というのは驚くべき数値といえる。ハンブルクではピークを過ぎたかに見えるが、ベルリンでは1945年5月～12月は1,923組、1946年1月～9月が9,735組と急上昇している。ベルリンの裁判所では毎月1,000件の離婚が成立するというから、1947年は約13,000組の見通しだった。

記事「そしてたった今、私たちは離婚した」(1948年4月、3号、4-5頁)の女性弁護士は、離婚率の上昇について次のように述べている。離婚の多くは「戦時結婚」で、妻たちは時代の異常な要求に勝てずに結婚を決意してしまった。何年も前線に赴いていた夫が不在の

間、女性も「生存の闘い」を潜り抜けてきた。離婚を求める女性は仕事をもち自立している。それゆえの夫婦間の摩擦である。かつては我慢もしたが、その価値があるとは思えない夫に服従するのは難しい。自立した女性に合わせることを男性は学ばなければならない。離婚そのものより涙を誘うのは、一つの鍋、一つのテーブルをめぐる家財道具の分配だと言う。戦後の惨めな生活を乗り越えるには、一瞬で結ばれた関係はあまりに弱い。

『コンスタンツェ』は裁判所へ行く前に、「婚約者と夫婦のための相談所」へ行くことを勧めている。この相談所は私的機関ではあるが、法律家、医師、聖職者、心理学者がおり、「ハンザ都市ハンブルク市立法律照会・和解相談所」と連携し、前年は250件の相談の内40%を和解に導いた。(1949年3月3日、5号、4-5頁「離婚の代わりに和解のキスを!」) その一方で、「子どものため」を理由に離婚を回避するケースでは、両親の緊張関係の中で育つ子どもに及ぶ悪影響を列挙し、離婚が子どもにとって唯一正しい選択であるとしている。また、親権のない親は、定期的に子どもに会う機会や休暇中には比較的長い時間を過ごせるといった情報も補足的に提供している。(1948年10月、15号、3頁「ただ子どものために、と言う夫婦間の危険な言葉」)

(3) 非婚

戦争の結果として、女性の人口は男性に対して過剰となった。男性100人に対して150～170人となり、結婚はしたいが、できない女性たちが増えた。『コンスタンツェ』は、単身女性が様々な場面で直面する差別を取り上げているが、社会的・政治的配慮を最も必要とする存在として注目したのは、子どもを持つシングルマザーたちだった。夫の死亡、捕虜収容所から戻らない、行方不明、あるいは離婚したシングルマザーたちは、空爆で焼け出された人々であり、東部からの難民であり、故郷も財産も失い、母親としてだけでなく、家族を養う夫の役割も果たさなければならない女性たちだった。記者のヴァルター・フォン・ホランダーは「夫のいない母親たち」(1948年5月、6号、6頁)と「二度とイヤ!」(1948年7月、9号、10頁)の中で再婚したがる女性たちについて報告している。

離婚、未婚の母、夫の戦死というつらい経験を経て、男性に順応することが考えられない女性が増えた。一番の心配は子どもと新しい父親との関係だった。確かに再婚そのものも人口偏差のために難しいが、彼女たちの多くは非婚を決意している。再婚したが女中扱いされた。死んだと思っていた夫が1948年2月に帰還し、最初の4週間はよかったが、夫は命令するばかりだった。財産目当ての求婚にうんざりしたなどの体験談が掲載された。

男性は、女性が戦中・敗戦直後に何を経験し乗り越えなければならなかったのか知らうとせず、捕虜生活から戻ると以前通りの生活を求めた。男性の無理解と、女性の高まった自立意識から、多くの夫婦が離婚することになったため、女性たちは、結婚というリスクで自分の自由を失うことを恐れている。二度と結婚したくない女性たちは、愛情という緩

やかな結びつきの中で、男性が女性の自立を尊重し、平等を認める限りにおいて、男性との共生は可能だと考えていると、ホランダーは結んでいる。シングルマザーたちの生活に国家は責任があると考え、ホランダーは、様々な社会福祉的提案をし、民法の改正の必要も訴えているが、これは項目を改めて扱いたい。

(4) 2人の夫

消息不明と伝えられた多くの妻は、夫が捕虜になっていることに望みをつないでいた。しかし、数十万から数百万といわれる戦死者リストをかつての国防軍が隠蔽していた事実が暴露され、波紋が広がった。夫の死が確かであっても揺るがない絆を保つ妻もいれば、夫の死が確実になる前に、別の男性と新しい生活を始める場合もある。戦後数年、帰還した夫が妻の姦通を理由に裁判所で離婚処理を願い出るケースが増えた。

こうしたセンセーショナルな出来事に接して、「軽率な女性」との非難が広がっていた。それに対して、ペトラ・ルントは記事「あの女には思いやりなんてない！」(1948年11月、18号、3頁)の中で、G夫人の例を引いて、ある日待つことを止めた女性の気持ちを理解するよう求めた。結婚生活が破綻していたのであれ、戦時結婚を後悔していたのであれ、長いこと待つことに精神が擦り切れたのであれ、自分の人生を自ら決めた彼女を、道徳の裁判官になったつもりで見下すことは人権を蔑ろにすることだと言うのである。国家との権威的・法的つながりではなく、個人の尊重を訴えるルントの考え方には、全体主義から個人主義への大きな思考の転換が見て取れる。

これに続く「行方不明者の死亡宣告はいつなされるか」(1948年11月、18号、3頁)では、死亡宣告の法的プロセスや関連する情報が詳述されている。死亡が不確実な場合は、本人ないし戦友の最後の報などの提出物を添えて、区裁判所(簡易裁判所)に申請する。裁判所は、行方不明者に対して一定期間内に申し出るよう公示するとともに、すべての人々に対して行方不明者についての情報を知らせるよう公示する。期間は少なくとも6週間である。期日が過ぎると裁判所は死亡宣告をし、これも公示された。

行方不明の兵士の死亡宣告は、戦争終結後1年後の年末以降となっていたので、第二次世界大戦の場合は1946年12月31日以降だった。しかし、イギリス占領地区には別の規定があり、例えば、地下壕に埋もれた、炎に包まれた戦闘機が敵前線に墜落したなど死亡の確率が極めて高い場合は、行方不明の時点から1年で死亡を宣告できた。この規定は兵士だけでなく、軍属や空爆等で行方知れずになった市民にも適用された。また、1944年7月1日以前か以後かで対応が異なり、以後の場合は、死亡の確実性が高い場合を除いて、1949年7月1日以降ようやく許可された。

未亡人になると、子どもの養育権と夫の財産は妻のものとなった。再婚の場合、初婚の子どもは後見人を得、母親には養育権のみ残った。もし死亡宣告された夫が戻った場合、

宣告は無効になり、最初の婚姻か後の婚姻のどちらを取るかは女性が決定する。1年間の猶予期間があるが、何の決定も下さない場合は、後の婚姻が有効になる。その際、最初の夫との間の子どもの親権は夫に残る。最初の夫を選ぶと、裁判により後の婚姻は無効となり、最初の婚姻も再度婚姻届けを出すことになる。後の結婚による子どもの親権と養育義務は、その父親にあるが、母親も自分の収入や財産から子どもの養育に貢献する義務があった。

2. シングルマザーと婚外子の問題

『コンスタンツェ』は初期から困難な状況に置かれている夫のいない母親たちに注意を向け、公的援助の手が伸びるよう様々な提案をした。「夫のいない母親たち」①母親が就労できるように、3歳以下から預かる幼稚園の充実、②10-12歳の子どもの教育を引き受ける寮制学校の建設。数年すれば、数十万の父親のいない子どもたちのため寮制学校が必要になると予測、③母子家庭は家族とみなされないため、母親に親権がない。法的男女平等が必要、④賃金、職種、職業教育の機会の男女平等、⑤家事・育児のためのエネルギーを残すために、半日労働を増やす、が挙げられている。

母子家庭のなかでも、婚外子の人権について『コンスタンツェ』は早くから重要なテーマとして取り上げている。1948年8月の記事「婚外子とその母親について」(3頁)では、男性優位の19世紀の民法が未だに有効だったため、婚外子は母親の姓を名乗り、法的に父親の家族になれず、したがって相続権もない。養育費は父親が支払うことになってはいるものの、父親の財産の方が圧倒的に多いにもかかわらず、養育費の算定基準は母親の収入である。子どもを育てるにあたって、教育や病気治療費などすべてを母親が引き受ける義務を考えれば、月平均の養育費が30マルクというのはあまりにも少ない。

ホルンダーは1949年にも「婚外子について 私はボンに抗議する！」(1949年4月29日、9号、3頁)を執筆している。1948年の西ドイツでは80,140人の婚外子が生まれ、その数は、8人に1人の母、8人に1人の子に当たる。記事の中の女性法律家は言う。現行の民法は未婚の母は軽率な人間であるという前提に立っているが、実際には軽率な未婚の母は極めて僅かではない。婚外子と嫡出子の同等を拒否することは、現代の少なからぬ数の未婚の母親とその子どもたちの人権を蔑むことになる。

ドイツ社会民主党 (SPD) の女性議員は、ホルンダーの平等論を共有しているが、中央党の女性議員は平等にできない理由として、ノルトライン・ヴェストファーレン州では婚外子の23%が複数の男性との性交渉によって生まれたため、父親が確定できないこと、また未婚の父親の25%は21歳以下で、子どもに関心があるのはその内の15%でしかないことを挙げている。ホルンダーは、77%の母親と子どもは放置してよいのかと問い返し、

父親が婚外子に自分の名前を名乗らせ、自分の収入に合わせた養育費を支払い、その子に相続権も与えるとするなら、婚外子はこんなに沢山生まれまいだろうと指摘し、民法の一部条項の削除を主張した。

1950年に入ると、若い米兵との間にできた子どもを出産後に、旅行鞆に入れて、ある建物の玄関に捨てた18歳の少女アンネリーゼの事件が報道され、婚外子の問題は「占領軍兵士の落とし子」問題としてクローズアップされた。(1950年4月26日、9号、8-10頁「気が付いたら玄関にこの鞆が…」)この記事は米週刊誌『ニューズウィーク』が、1947年夏には米兵とドイツ人女性の間にも生まれた子どもは52,000人に達したと発表したことを伝えている。

『コンスタンツェ』はアンネリーゼの体験を困窮と無情の時代のドキュメントと捉え、「すべての子どもが愛を求めている！」(1950年8月16日、17号、8-9頁)で取材を続けている。米・英・仏占領地区とも、占領軍兵士とドイツ人女性の間にもできた子どもの養育はドイツの問題としていた。概算で25万人のこうした子どもたちの内、3,000人が黒人とインドシナ人を父親としていた。300人の母親が結婚を望んでいるが、軍事当局から許可が下りない。黒人の父親で子どもの養育費を払っているのは22人だけである。母親の80%は難民など故郷を失った者で、国家の支援を受けて生活しており、子どもを養える母親はわずかしかない。子どもが乳児院や福祉施設に入れれば幸せなケースだった。(図3)

イギリスも同様の問題を抱えているが、黒人との間にできた子どもたち1,200人の内、半数はアメリカへ渡って黒人家庭の養子となっていた。ドイツの場合は、子どもたちがドイツ国籍を得るため、人数が限定された移民枠でしか渡米のチャンスはなかった。さらに、編集部は、子どもたちをアメリカへ送り返せばいいという考え方では、ドイツが負の遺産

図3

「見た目が少し違う小さな子どもたちは看護師さんが大好きだ。フランクフルト市立孤児院では、看護師1人につき子ども3人の手を引いて午後の散歩に出かける。(…)孤児院では黒人との混血児に何の悩みもない。だが散歩の時に彼らはもう嫌な体験をしたのだろう。カメラマンを不審そうに見つめている。ドイツにいる25万人の「占領軍兵士の落とし子たち」の内、10万人が孤児院に入所しており、その内のほとんどが有色人種の子どもたちである。」(1950年8月16日、17号、9頁)



として持つ人種偏見を乗り越えることはできないと訴える。それを証明するのは、国内で彼らを平等に育てることだった。その子どもたちは将来、困難を抱える、不穏分子になるという声があるが、問題は子どもたちにあるのではなく、大人のせいではないのかと編集部は問う。彼らの内、初期に生まれた子どもたちは、まもなく就学年齢に達する。彼らがアウトサイダーとなるか、偏見なく受け入れられるかは、教師や学童の保護者たちにかかっている。子どもたち自身は、他人種に対する憎しみを知らない。乗り越えなければならぬのは大人なのだと、ドイツ人にとっての大きな課題を提示している。

この17号の記事に対して読者から多数の賛同の意見が寄せられた。黒人との間に生まれた子どもを困窮と悪意に屈することなく自分の手で育てる母親たち、1人ないし何人かの子どもたちを養子にした女性たちからだった。一方、自然に反した人種混合を宣伝していると編集部を非難するものもあった。記事「一人の黒人が『コンスタンツェ』に手紙を書いた」(1950年11月22日、24号、21頁)には、アメリカ軍地区黒人問題助言者マーカス・H・レイ陸軍中佐からの手紙が中佐の写真入りで掲載された。レイ中佐は『コンスタンツェ』の寛容な姿勢を評価する一方で、17号に掲載された内容の訂正をしている。養育費を支払っている黒人の父親は22人ではなく、その10倍はいること。多くの場合、兵士の両親が養育費を出していた。黒人兵とドイツ人女性の結婚は100組以上となっている一方、結婚の許可が下りないケースは、将来の夫が、黒人と白人の結婚を禁止している13州のどれかの州出身であるからだと説明している。レイ中佐は、合衆国のこの法律を差別的で反民主主義的だと述べている。中佐は、子どもが生まれるにあたっては、父親たちにその責任を果たすよう助言していることに理解を求めた。

3. 就労の実情

『コンスタンツェ』は女性の就労を、発刊当初から強力に推奨した。結婚すればいいという安易な考え方を持たぬよう、自分と子どもを養うために働かなくてはならない戦争未亡人や離

図4

「美しい写真、輝いていて滑らかで現代的で刺激的な数々の写真がある。だが、これほど純粋で幸せな写真を見たことがあるだろうか。3人の女工が幸せそうに微笑み、壁にもたれかかっている様子には、全人類の憧れが現れている。少しの太陽と暖かさ、わずかな陽気さと安心感への憧れが。武器の音がするこの世界の平和への憧れが。」(1949年4月28日、9号、裏表紙)



婚者の苦勞を報告し、自分の適性に合った職業教育を受けることが女性を救うことになる
と強調した。それは第一次世界大戦後に女性に突き付けられた教訓でもあった。何も学ば
なかった女性が職を得るのは困難だったからだ。また、結婚しても半日でも仕事を続け、
自分が打ち込める時間を持つことが結婚生活を充実させることになり、子どもの自立後
には、全日の仕事に戻ることを勧めた。努力は求められるが、仕事を通して女性は自立でき、
そこに真の自由があると説いた。(図4)

将来性のある職種についても定期的に記事を掲載した。非生産事務職から直接生産職へ
の転換が起こり、手工業職が有望になると説明し、パン焼きマイスター試験に合格した若
い女性、屋根葺き職人助手試験の合格者を取材し、「女性向き」の見習い職不足のために
「男性向き」の職業へ進出する女性たちを紹介している。女性は結婚して辞めてしまう、
肉体的に劣っている、男性マイスターが指導しにくいなどの反発があるが、男性不足で後
継者が育たないことから、手工業会議所は女性の頑張りを支援した。大量とはいかない
が、1947年にハンブルクで女性が就いた「男性向き」の見習い職は、紳士服縫製が27人、
毛皮加工業11人、製本と指物師が各8人、機械工5人、金細工師4人、電気機械工と暖
炉工事が各3人、金属板処理工、旋盤工、レンガ積工と包帯製造が各2人、その他、塗装
工、眼鏡屋、時計屋であった。女性に対する不信感と闘い、忍耐力をもって仕事をすれば、
男性の信頼を勝ち取れ、最終的にはマイスターとなって自分の会社や工場を開設するこ
とができる。それは誇りとなるだろうと鼓舞している。(1948年7月、10号、7頁「こ
こでは男性は私たちを好ましく思わない!」)

しかし、1950年の女性就勞の現実はあまりにも厳しい。通貨改革後に乏しい年金では
生活できない未亡人の求職が増加した。彼女たちは就勞経験がないか、短期間しか働いた
ことがなかった。子どもが就学年齢の若い未亡人であれば、失業保険を受け取りながら、
子どもが学校にいる間、職業訓練コースに通うこともできた。

こうした未亡人たちを優遇する措置もあった。西ドイツでは、原則100人に2人の割
合で傷痍軍人を雇用する義務が企業にあった。ハンブルクはイギリス占領地区では唯一、
1人の傷痍軍人の代わりに2人の未亡人を採用すれば、この義務を免れることができた。
繊維・魚・ゴム工場では職業経験の有無にかかわらず45歳までの未亡人に職場が広げら
れた。

しかし、50歳以上の未亡人、独身女性を対象とした求人はいずれも皆無だった。記事「年金で
は足りない。仕事を探そう未亡人たち」(1950年2月15日、4号、16頁)は、年齢の高い
未亡人や独身女性にハンブルク市が提供する、困窮する市民を助けるための縫子や掃除婦
などの有償ボランティアの仕事を紹介している。少なくとも13週間の仕事を引き受け、
失業保険も受給可能だった。何よりも通常の仕事へつながる可能性があったからだ。

女性差別的解雇もクローズアップされた。1950年1号（1月4日、20-21頁「失業中の女性たち」）では、家族を養わなければならない女性はその性を理由に解雇され、給料の三分の一の失業保険に甘んじなければならない一方で、女性より優秀とはいえない男性が高い給料をもらう不公平を野放しにしている国家を糾弾している。

さらに、同年15号の記事「私は女性たちを手放したくない」（6月19日、20-21頁）に、ケルン近郊の町の土管工場で働く30人の女性が、男性を採用するために4月末までに意に反して解雇されるニュースが載った。職安は、男性失業者を救うために、重労働の職場にいる女性たちの健康を配慮するという理由で、楽だが稼ぎの少ない仕事に女性を振り分けるよう企業に通達したのだった。取材を受けたゲルトルートは失業の時代に陶工見習いとして仕事をし、週59.21マルクを稼げる幸せを感じていた。失業すれば20マルクの失業手当しか受け取れず、再就職もおぼつかない。そもそも男性がおらず、いても標準給与より高い闇市場へ行ってしまった時期に、職業訓練を受けた女性たちがいてくれたことに、土管工場の雇用者は感謝し、女性の働きぶりにも満足していたので、新しい措置には反対だった。しかし、役所にはそうした抗議の声は届かなかった。こうして、男性不在の時期に男性向けの重労働に携わった多くの女性たちが消えていった。

さらに深刻だったのは、新卒者の失業だった。記事「25万人の新卒者の悲劇。マリアンネを採用しようとする人は一人もいない」（1950年3月15日、6号、22-25頁）には絶望的なデータが示されている。西ドイツには14～25歳の失業中の青少年が31万人いた。まもなく1934/35年度生まれの新卒者が就職相談所に押し寄せ、1950年の春には全国で25万人の新卒者が失業する計算だった。ハンブルク市だけでも22,000人が卒業予定で、求人は7,000件なので、15,000人が失業する。1934/35年度生まれはその前年より30～40%多く、今後6年間毎年同様に増加していく。未だに難民、傷痍軍人、爆撃で焼け出された人や帰還兵を含む200万人の失業者を抱え、ドイツ経済はようやく回り始めたとはいえ、多くの企業は採用義務に対応できない。若者の雇用より、状況が悪くなったら解雇しやすい年配の労働者を採用する傾向もある。この記事では、難民対象の無料の職業訓練コースを大都市で開催することを求める一方で、15～17歳の少女たちには、自分のやりたい職にすぐ就けない場合は、お手伝いさんでもお針子でもできる仕事から始めるよう勧めている。

こんな状況では、外国へ出稼ぎに行くことができれば幸運だった。記事「どのように、そしてなぜ数千人のドイツ人女性はイギリスへ行くのか」（1949年9月1日、18号、4-5頁）によると、イギリスでは家事手伝い、看護師、繊維産業労働者が不足しているためイギリス労働省は、18～35歳のドイツ人独身女性を2年間雇用する「北海活動」を提案した。この1年間で500人がイギリスへ渡ったが、これとは別にかつてのズデーテン

地方の女性1万人に繊維工場で働いてもらう計画も進んだ。給与はイギリス人と同様、半年ごとにドイツでも使える14日間の休暇が取れた。応募理由のほとんどが失業のためだった。

記事「2万人のドイツ人女性がイギリスへ行き、半数は向こうに残るつもりだ！」(1950年12月6日、25号、10頁)は、1948年9月に最初に集団で渡英した100人のうち帰国するのは11人しかおらず、この間に就労している2万人のうち半数以上がイギリスに残るつもりであることを伝えている。

イギリスの仕事の75%は家事手伝いだったので、別の職種を希望していた人には失望となった。言語の問題や雇用者と使用人の距離、仕事量の多さで、家事手伝いの仕事も思いの外、大変だったが、週25～35マルクと稼ぎは良かった。看護師の場合は人手が足りないこともあり、国家公認看護師になるための2～3年の職業訓練コースも国家が費用を賄った。渡英した人たちはイギリス国籍の取得を望んだ。5年居住し仕事の能力を示せば、外国人にも市民権は与えられた。2年間の仕事が終われば、さらに2年間の契約更新ができるが、2万人のドイツ人女性の半数は更新を望んでいた。英国籍を取得できれば、職業選択の自由も生まれ、希望する本来の仕事に就くこともできた。

国籍を手に入れる最短手段はイギリス人との結婚だった。最初の100人の内20人が結婚し、20人が婚約していた。相手はイギリス人とは限らず、とりわけ閉鎖的な北英の工業都市では、ポーランド人やイタリア人の外国人労働者とカップルになることが多かった。社会に溶け込みにくい外国人同士が仲良くなるのは、自然なことだったろう。記事には、2～3か月前からドイツ人女性のために女性福祉相談員がイギリスに派遣され、2万人のドイツ人女性の利益と権利を代表しているとある。

4. 基本法、婚姻法と財産法

本論の対象期間には、基本法の制定、第1回連邦議会選挙、20世紀初頭以来手付かずだった民法の改正に向けた動きがあり、『コンスタンツェ』は女性読者に政治的関心を持つよう働きかけている。

記事「4人の女性がたった1つの文章を巡って闘っている！」(1949年2月17日、4号、10-12頁)は、前年秋から始まった基本法案作成委員会の中で、大多数の男性議員に囲まれながら、法的制限・留保が一切ない男女平等を謳う1文を入れるために奮闘する4人の女性議員、エリザベート・ゼルバルトとフリーデリーケ・ナーディヒ(2人ともSPD)、ヘレーネ・ヴェーバー(キリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟)そしてヘレーネ・ヴェッセル(中央党)を写真入りで紹介し、論点を解説している。

全国の様々な女性団体・組織からも4人を支持する声が委員会に寄せられていた。記事

の筆者は、ボンで繰り広げられている議論は、何十年にわたって女性のために女性たちが闘い取ろうとしてきたことであり、男女同権の実現が女性のためだけではなく、国民すべての利益となり、ひいては平和的發展につながると訴えている。1949年5月23日、法の下での完全な男女平等が盛り込まれた西ドイツ基本法は発効した。

次に、第1回ドイツ連邦議会選挙を控えて「女性首相はどうでしょう」（1949年8月第1号、16号、3頁）が掲載される。これまでの戦争の歴史は男性指導者の無責任によるものだったので、間もなく行われる選挙では有権者数で優勢な女性が団結して女性首相を誕生させようという匿名の手紙が編集部が届く。それに対して、ドイツ社会民主党議員でイエーナ大学教授のアンナ・ジームゼンが答える形を取っている。彼女は、第一次世界大戦後に選挙権を得た女性が多くを考えずに自分の住む選挙地域の大政党に投票したこと、ヒトラーの選挙でも夫が投票する党に投票した事実を振り返り、これでは人口が少ない男性が結局はリーダーになる可能性があるとは指摘する。さらに、直前に実施された、どの政党が私たちの将来の基本問題に最良の政策を持っているかを問うアンケートで、51.7%の女性が無回答だった結果を引き、ジームゼンは、重要なのは女性首相を誕生させる前に、家庭の枠を超え、家庭にも影響を及ぼす政治について賢明に考えることだと助言した。編集部からも、党の政策を検討し、その政党が過去の公約を守ったかどうか思い起こし、国民として自分の考えを選挙で示そうと、女性読者に向けたメッセージも付け加えられた。

基本法に男女同権が盛り込まれると、1949年末にゼルバルトとナーディヒが要求したのは、19世紀末に作成され当時も有効だった民法の改正だった。国会内の怠惰な動きに反して国会外で議論が沸騰し、『コンスタンツェ』も1950年7月から10月までの数号にわたって自らの改正案を提示し、読者から意見を求め、「雪崩のように殺到した」意見をまとめてボンの女性議員に送付した。

「今日なお法の前では、彼があなたの主人なんですって！コンスタンツェは新しいドイツ婚姻および家族法に提案する」（1950年7月5日、14号、7頁、10頁）で具体的改正案が提示されている。二三例を挙げてみると、「夫には結婚生活に関わる全ての事柄、特に居住地や住居を決定する権利がある。もしその決定が夫の権利の乱用である場合は、妻はそれに従う義務はない」（§ 1354）は「夫婦は、結婚生活に関わる全ての事柄、とりわけ居住地、住居それに子どもの教育について共に決定する」に、「妻は夫の姓を名乗らなくてはならない」（§ 1355）は「旧姓でもダブルネームでもどちらを使ってもよい」に変更し、「夫は妻の就労状態を解除する権利を有する」（§ 1358）は削除を提案した。

「新しい家族法に女性たちは要求する、私たちに後見人はいらない！」（1950年8月2日、16号、30-31頁）では夫婦財産法に注目している。当時の民法では、妻が持参した財産も、

婚姻中は夫が管理し夫が利益を得ることができたし (§ 1363、1373、1376)、妻は自分の財産を夫の許可なく売却ないし贈与できなかった。(§ 1398) 離婚の原因が夫にあらうが、夫の方が経済的に恵まれていようが、離婚後に妻が生活できない場合のみ、夫は妻の生活費を支払えばよかった。『コンスタンツェ』は、妻が就労していようが専業主婦であらうが、夫婦で作り上げた財産は夫婦同等の権利を有するべきであると主張している。

「雪崩のように殺到した投書の側面」(1950年9月27日、20号、22頁)では、『コンスタンツェ』の提案に対する読者の声や体験談を紹介している。最も賛同が多かったのは、旧姓ないし旧姓と夫の姓を併記する提案だった。自動的に夫の姓に変わるのでは、まるで夫の所有物になる感じがするというのが大方の理由だった。結婚していることを理由に、自分の銀行口座を開けなかったという女性歯科医師や、自分の持参金や結婚後に稼いだお金を、夫が愛人のために使ってしまったといった体験談が列挙された。

新民法成立は1953年3月の予定だったが、保守系議員に阻まれ、1958年7月の「男女平等法」には不平等条項が残ったままだった。それが憲法裁判所の判決により削除されたのは、ようやく1959年7月のことだった。

おわりに

1950年初頭ハンブルクに、ル・コルビュジエの設計を手本とした2棟の高層住宅が建設された。一棟には288人の独身女性が住み、別棟には188家族が入居した。15階建ての建物にはエレベーター、セントラル・ヒーティング、給湯器、ダストシュートが完備され、最上階では月に2回、電気洗濯機が使用でき、屋上庭園付きである。地上階には洋装店、書店、パン屋など36店舗が入っている。ハンブルクではこうした高層住宅がさらに建設される予定だった。1951年1月21日のフランス紙は「すべてのヨーロッパの国の中で、戦争によって社会的、経済的、政治的均衡を最も揺るがされた国が、この規模の建築物を設計し建設する創造力と飛躍力を持ち得ることは逆説的である」とコメントした。(1951年2月28日、5号、8-9頁「『高層住宅の方が住み心地がいいわ!』と魅力的なナンシー・Bさんは言う」) その一方で、同じ5号の前書では、前年に64ページまで厚くなった『コンスタンツェ』が40ページになった理由として、石炭不足で製紙工場が稼働せず、紙が手に入らなかったと説明している。1950年代初頭は、経済の好転により西ドイツの大都市が変貌し始めたが、まだ不安定要素も残る過渡期だった。

たしかに基本法には男女同権が書き込まれたが、男女の賃金格差はあまりにも大きかった。就労者の三分の一は女性となった時代にあって、同一労働に対して、事務職では女性の給与は男性より10%少なく、繊維工業では23%、化学工業24%、金属工業27%、婦人服仕立では40%の差があった。女性は結婚までの腰掛だ、既婚女性は不安定要素だと

言われるが、対外的に競争力をつけるには安い女性労働力を利用したいというのが企業の本音だった。(1951年1月3日、1号、7頁「女性は安いから…とは、ひどい不正行為だ」)

1951年13号(6月20日)の前書で、暗い社会的記事を強調するのはやめて、貴族の女性を主人公にする小説とか、世界旅行をテーマにした記事などもっと娯楽性を高めてはどうかというスイス人同業者からの助言に対して、編集部は次のように回答した。4人家族の平均的支出が320.76マルクで、ドイツ人の平均的月給は250マルクにもならない。2千2百万人のうち6百万人は月100マルクも稼ぐことができない社会から目を背けられるだろうか。もし、貴族の女性を主人公とする小説を掲載するなら、それは『コンスタンツェ』の使命が終わることを意味する、と意気込みを語った。だが、1950年から「化粧」、「ファッション」、「住居」のテーマ別に別冊を発刊し、コンスタンツェ出版は大成功を収める。1951年8号(4月11日)の前書では、本体の『コンスタンツェ』でも巻頭記事やルポルタージュのページ数を削って、ファッションページを倍にすべきか迷っている。西ドイツ社会は、着実な経済復興を背景に、瓦礫と飢餓、貧窮と忍耐を脱し、物質主義的幸福を求め始めていた。商業雑誌としての『コンスタンツェ』もまた、そうした大衆社会と歩調を合わせていく運命にあった。

「経済の奇跡」による国家再建は、ドイツ人に過去を振り向かせる暇を与えなかった。あるいは、忌まわしい過去を振り返る気持ちになれなかったのかもしれない。そうした国家の発展の中で、戦後の独身女性やシングルマザー、結婚や離婚の社会現象、男性不在の時期に男性に代わって「男性向け」の重労働を引き受け、やがて男性のために解雇され、安価な賃金で「経済の奇跡」を陰で支えた女性たちの記憶は薄れていった。再び回顧されるのは1960年代も後半になってからのことだった。⁽⁵⁾

(謝辞) 本研究はJSPS科研費JP15K01929の助成を受けたものである。

註

- (1) 認可義務は1949年9月に解除された。1949年22号(10月26日)の奥付から「認可番号150」の表示は消えている。なお、この号からステープラーが手に入るようになり、綴じられるようになった。ページ数も48ページとなり、創刊から1949年1月までの24ページの倍となっている。紙が手に入るようになったと編集部の前書にある。この号の発行部数は38万部である。
- (2) ジョン・ヤールとアクセル・シュプリングラーは『コンスタンツェ』の認可を申請し、1947年12月にコンスタンツェ出版社を設立。ヤールはナチス時代の1937年に出版社を開設し、女性雑誌『若い女性』を出版していた。彼はその時の編集長だったハンス・フツキーを『コ

ンスタンツェ』の編集長に迎えた。シュプリンガーが1960年に共同経営から離れ、1965年7月のグルーナー社との合併から、グルーナー+ヤール社が誕生した。シュプリンガー・コンツェルンに次ぐ西ドイツの大出版グループとなる。

- (3) 前身は1886年7月にベルリンのフリードリヒ・シルマー社から出版された『この雑誌は主婦のもの！』で、1905年にウルシュタイン社が引継ぎ、1915年から『ウルシュタインの主婦の雑誌』と改名。ウルシュタイン社のナチ化後、1934年～1944年はドイツ出版から発行された『主婦の雑誌』は、当時発行部数第1位の『ナチ女性展望』に次ぐ第2位だった。1949年に再刊され、1954年5月に『ブリギッテ』と改名し、1957年にコンスタンツェ出版社に引き継がれた。『ブリギッテ』は現在も発行されている。
- (4) 1951年11号、3頁の編集部前書に掲載された「世論調査」結果によると、意外にも読者の33%は男性だった。読者の54%が既婚、35%は独身、9%が未亡人、2%が離婚者。学歴は小学校卒が45%、中卒が38%、高卒は17%だった。収入は月250マルク以下46%、それ以上が54%だった。女性読者のうち就労者が38%、就労する主婦が34.1%、専業主婦が27.9%だった。1冊を3.8人が読んでおり、読書サークルの場合は35人という数字が出た。この時期の印刷部数は40万部だったから、400万～450万人、つまり大人の8人に1人が定期的に『コンスタンツェ』を購読していた計算になる。
- (5) 桑原「ドイツ人女性の戦後―「零時」からの出発―」18頁参照。

一次文献

Constanze. Hamburg (Constanze-Verlag) ; 1948, H 1 (März) - H21 (Silvester) ; 1949, H 1 (6. Jan.) - H26 (19. Dez.) ; 1950, H 1 (4. Jan.) - H26 (20. Dez.) ; 1951, H 1 (3. Jan.) - H13 (20. Juni) .

参考文献

桑原ヒサ子「ドイツ人女性の戦後―「零時」からの出発―」『敬和学園大学人文社会科学研究所年報』No.13、2015年

横山香「非政治性の政治性―戦後西ドイツにおける女性雑誌『コンスタンツェ』*Constanze*の誌面分析」竹田和子編『時代を映す鏡としての雑誌―18世紀から20世紀の女性・家庭雑誌に表われた時代の精神を辿る』日本独文学会研究叢書124、2017年

Bohn, Jörg: *Constanze*. In: Wenzel-Bachmayer, Monika (Hrsg.) : *Feminine Fifties. Die Wirtschaftswunderfrauen*. Wagner-Verlag, 2010

Lott, Sylvia: *Die Frauenzeitschriften von Hans Huffzky und John Jahr. Zur Geschichte der deutschen Frauenzeitschrift zwischen 1933 und 1970*. Berlin (Wissenschaftsverlag Volker Spiess) , 1985